森林環境譲与税の活用に向けた基本方針 ~当面5年間(R6~R10)の考え方~

美幌町

本町の森林面積は 26,974 ヘクタールで、総面積の 61%を占めており、その内町有林は 1,233 ヘクタール、町有林を除く一般民有林(私有林等)は 11,634 ヘクタールあります。 森林の有する多面的機能の持続的な発揮に向けて、これまで国や道の森林整備事業予算により森林の整備を進めてきましたが、木材価格の低迷による森林所有者の経営意欲の低下や森林所有者の不在村化、世代交代などから整備が行き届かない森林の増加が懸念されます。

このため、本町では、国から譲与される森林環境譲与税を有効に活用して、次の方針に基づき、適切な森林の整備やその促進につながる取組を計画的かつ効果的に進めます。

1 森林整備の推進

本町の私有林等では、森林経営計画を作成し整備を進めている森林は約7割(全国: 3割)を占めており、計画的な森林の整備が進められています。

このため、一部の整備が行き届かない森林の所有者に対しては、意欲と能力のある林 業経営者などに森林の経営・管理を委ねるよう働きかけます、

また、現在町内森林の一部で取得している FSC®森林認証の区域拡大等を一層推進し、森林の持つ多面的機能の発揮、付加価値向上に貢献する森林整備を推進します。

2 人材育成・担い手確保

町内で森林整備事業等を実施し、北海道林業事業体登録制度に登録している事業者は 4社ありますが、就業者の高齢化が進むとともに、新規就業者の確保が難しい状況にあ ります。このため、地域の関係者と連携を図りながら、新規就業者の確保や通年雇用化 の促進、就業環境の改善など、林業就業者の安定確保に向けた取組を進めます。

3 木材利用の促進

全道的にカラマツなどの人工林資源が利用期を迎えていることから、差別化を図るため FSC®森林認証の推進により、町産木材の付加価値向上を図る取り組みを進めます。

4 普及啓発

土砂災害の防止など森林の果たす役割や森林整備の必要性などについて、町内の住民はもとより都市住民の理解の促進を図るため、町有林を活用した森林環境教育や植樹活動のほか、都市住民と交流する木育活動などを進めます。